

意見書

平成 20 年 7 月 30 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)」(以下、「検証結果(案)」という。)に対する再意見募集に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目		事業者名	他社等意見	弊社共再意見
2 . 検証 結果 (案)	(1) コ ロケー ションリ ソース 等の保 留を要 する申 込手続	KDDI株 式会社	<p>○3月答申を踏まえ、NTT東・西は、競争事業者に対してコロケーション空きリソースの情報提供(空いたらお知らせメール)を開始しています。しかしながら実際には、「NTT東(西)の●●支店配下でリソースに空きが生じた」としか通知されないため、各支店配下に数十～数百あるビルのうち、どこの、どのような種別のリソースが空いたか分からず、情報として十分なものではありません。このため当社はNTT東・西に対し、具体的なビル・リソース種別単位の情報を、空きが発生次第提供するよう要望していますが、実現しておりません。</p> <p>○NTT東・西もネットワークを構築する上で利用していると考えられるこれらのコロケーション空きリソースの情報については、公正競争の確保のため、NTT東・西と競争事業者との利用条件を同等とすることが必須であると考えます。3月答申の趣旨を踏まえ、競争事業者が実質的に利用可能な情報が提供されるためには、例えば、「リソースの空き状況がDランクから改善されたビル及び具体的な空きリソースの一覧(GC ビル名、スペース・電力設備等のリソース種別、数量)」を適時に(現状、公開情報の更新は月1回だが、それよりも短い周期で、情</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿が述べているように、現状の東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、NTT東日本及びNTT西日本を合わせて「NTT東西」という。)から接続事業者へのお知らせメールの内容では、更新された対象ビル及び対象リソースが明確になっていないため、十分なものとは言えません。このため、空きがないDランクからの改善に限らず、リソースの空き状況が改善された場合は全ての対象ビル及びリソースを明記した上で、都度、接続事業者へ情報提供が行われるべきと考えます。 ● また、平成20年7月11日付け「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)」に対する弊社共意見書(以下、「7月11日付

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>報に変更がある都度)メールでNTT東・西から各競争事業者に送信する等の仕組みに改善する必要があります。なお、Dランクからの改善に限らず、リソースの空き状況が改善された場合については全て、同様に情報提供が行われることが望ましいと考えます。</p>	<p>け弊社共意見書」という。)で述べたとおり、Web上の接続事業者向け開示情報において、局舎スペースの今後の増床計画についても、速やかに開示される必要があると考えます。</p>
	<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>●減設の自前工事費用について</p> <p>弊社では局舎リソースの有効活用のため、随時、既存設備の精査を行い、不要なリソースについては返却を行っており、昨年度は、相当数のビルの部分的な設備を対象に減設工事を実施しております。</p> <p>しかし、円滑なリソース返却の業務を行うにあたり、以下2点の課題があるため、検討が必要と考えます。</p> <p>①減設の「施工結果確認費用」について</p> <p>現在、減設時の自前工事費用のうち、施工結果確認費用については、単金が設定されておらず実費となっていますが、支店によって金額にばらつきがあり、算出根拠が不明瞭となっております。</p> <p>増設の施工結果確認費用の場合は、単金が設定されておりますので、費用の透明性確保の観点から、減設の施工結果確認費用においても単金化すべきと考えます。</p> <p>②NTT東の自前工事費用「その他費用」について</p> <p>NTT東では、減設の場合のみシステムデータの書換え費用として、「その他費用」を事業者負担させています。新設・増設では、システム登録費用は発生しておりません。また、NTT西では、該当費用は発生し</p>	<p>[①減設の「施工結果確認費用」について]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 接続事業者が、義務コロケーションに係る設備の設置・撤去・増減設を行う場合に、NTT東西殿に支払う費用については、いずれのケースにおいても透明性及び公平性を確保する必要があります。 • イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿が述べているように、減設時の自前工事費用における施工結果確認費用が実費となっている現状は、費用の透明性及び公平性の観点で問題があるため、本費用を単金化し、接続約款に規定することが適当と考えます。 <p>[②NTT東の自前工事費用「その他費用」について]</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT東日本殿の提供条件の透明性を確保する観点から、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見にあります、新設・増設時には発生しないシ

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>ておらず、減設にかかる自前工事費用を比較しても、NTT東は高い傾向にあります。</p> <p>システム登録費用を「その他費用」として、事業者に負担させることは、費用の負担及び算定根拠が不透明であり、適当でないと考えます。</p> <p><事例:「その他費用」の金額></p> <p>東京支店、宮城支店: 1 工事あたり¥6,280 (1 時間)、22 件実施 福島支店 : 1 工事あたり¥18,840(3 時間)、2 件実施</p> <p>●複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合の申込(以下一括申込)について</p> <p>本フローについては事業者にとってデメリットがあり、利便性の向上を図るためにも、以下2点の観点により、利用実績の検証が必要と考えます。</p> <p>①一括申込の調査費用について</p> <p>一括申込は、通常の調査費用に加えて追加費用がかかります。個別案件のため、金額にばらつきはありますが、小規模なコロケーションリソースの調査においては、一括申込よりも「一括申込を選択しない通常の調査費用+違約金」のほうが低コストとなる場合があります。このため、利用実態を把握し、費用の低廉化を図るべきと考えます。</p> <p><事例:一括申込の追加費用></p> <p>NTT東: 1 ビルあたり約¥3,000(0.5 時間)、5 件実施 NTT西: 1 ビルあたり約¥5,000(0.8 時間)、13 件実施</p>	<p>システムの登録等に係る費用が、減設時にのみ発生することについて、NTT東日本殿にその根拠等を明らかにさせることが必要と考えます。</p> <p>●平成19年10月26日付の諮問第1193号「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更」に対する審議会答申及びその考え方に基づき、複数のコロケーションリソース等を一体として利用するケースにおいて、その一部が提供不可となり、残りのリソースに違約金が発生することを回避するために、一括申込のスキームが設けられました。</p> <p>●この主旨からすれば、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が指摘している、一括申込よりも「一括申込を選択しない通常の調査費用+違約金」のほうが低コストとなる等の事象を早期に解消し、複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合、個別申込と比較し、一括申込の方が接続</p>

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p><u>②NTT東の一括申込調査期間について</u></p> <p>現在の POI 調査設置申込は調査期間が1ヶ月以内となっておりますが、一括申込を利用した場合は、通常の調査期間に加え、一括申込手続きとして約1週間の期間が必要となっております。</p> <p>このため、接続事業者としては調査期間の長期化を承知の上で調査申込する必要があるため、使い勝手の悪いものとなっております。調査期間については、手続きを効率化し、期間を短縮(現状と同じく1ヶ月以内)すべきと考えます。</p> <p><u>●コロケーション費用の減価償却適用について</u></p> <p>平成19年度接続約款の変更により、コロケーション費用のビル単価は、設置年度に応じて減価償却控除後の単価を適用することになりましたが、現在はNTT東西のシステム対応が困難なため、減価償却控除前の単価を適用とした暫定対応となっており、適切ではありません。以下2点の改善が必要と考えます。</p> <p>①システム不備は理由にならず、減価償却控除後の単価は、基本的に接続開始時期に応じて適用されるべきと考えます。</p> <p>②接続事業者にとって、現在の状況は明らかに過払いの状態であり、なおかつ、事後精算による業務負荷もかかるため、早期に減価償却控除後の単価を適用した精算を開始すべきと考えます。</p> <p><u>●ラックの共用について</u></p> <p>更なるリソースの効率化を図るべく、接続事業者間を跨ぐラック共用のルール化を要望いたします。ルール化するにあたり、保守の運用、コロ</p>	<p>事業者にとって利用し易いスキームとなるよう改善すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弊社共においても、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿と同様、コロケーション費用におけるビル単価については、NTT東西殿のシステム対応が困難なことを理由に、本来適用されるべき減価償却費控除後の単価が適用されておらず、現在も暫定的に減価償却費控除前の高い単価で精算を行っています。 ● このように、減価償却費控除前の高い単価で精算を継続している現状は問題であるため、本来適用されるべき減価償却費控除後の単価に基づく精算を早期に実現すべきと考えます。 ● コロケーションリソースの更なる効率的利用を図るために、既にラックを設置している接続事業者と新たにコロケーションを希望する接続事業者の間で

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>ケーション費用の負担方法等、多々課題はありますが、今後の新たなサービス需要に備えるべく、限られたスペースを有効活用する手段が必要と考えます。</p>	<p>のラック共用を可能とすべきとするイー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数事業者によるラック共用の実現に際しては、保守運用方法や費用負担方法について、既設事業者、共用希望事業者及びNTT東西殿との間で新たなルール整備が必要となりますが、7月11日付け弊社共意見書で述べているとおり、コロケーションリソースの利用の効率化は、NTT東西殿にとっても有益であると考えられることから、NTT東西殿は実現に向けた協議に真摯に応じるべきと考えます。
(2) 中継ダークファイバの扱い(WDM装置の設置義務化)	KDDI 株式会社	<p>○「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更に関して講ずべき措置について(要請)」(平成19年10月29日総基料第217号)を受け、NTT東・西は、接続事業者が複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等又は電柱を一体として利用する場合の調査申込手続に関する規定を追加し接続約款変更の補正申請を行いました(平成19年11月2日)。その際、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①複数の局舎スペース等の一括調査申込手続 ②複数の電柱添架の一括調査申込手続 ③複数の中継ダークファイバの一括調査申込手続 ④複数の局舎スペース等と複数の中継ダークファイバの一括調査申込手続が違約金の適用対象外として考慮されていましたが、当社の実運用においては、中継ダークファイバと加入ダークファイバを組 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続事業者が複数のコロケーションリソース等を利用してネットワークを構築する際、その一部に加入ダークファイバが含まれるケースがあるため、「複数の加入ダークファイバと複数の中継ダークファイバの一括調査申込手続」についても、違約金の適用対象外とすべきとするKDDI殿の意見に賛同します。 ● また、コロケーション等の利用の実態に即した一括申込みスキームとするためにも、NTT東西殿は、接続事業者の利用実態に応じて適宜新たな一括申込の組み合わせを接続約款に追加すべき

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>合せて網構築しようとしたところ、中継ダークファイバは提供可、加入ダークファイバは提供不可となり、中継ダークファイバが違約金の対象となる事例が発生しています。したがって、「複数の加入ダークファイバと複数の中継ダークファイバの一括調査申込手続」についても、接続約款に規定追加されることが必要であると考えます。</p>	<p>であると考えます。</p>
		<p>○NTT東・西は、「接続事業者から中継ダークファイバの代替区間等の情報提供の要望はなかった」と報告していますが、代替区間等の情報提供は、競争事業者が自ら公開情報を見れば判断可能なことを、NTT東・西が有料(実費)で回答する仕組みであるため、要望していないものです。公正競争確保のため、競争事業者に対してもNTT東・西と同等の条件で、中継ダークファイバに関する同一区間異ルートの有無や、同一ルートの増芯予定等、有益なリソース情報が提供されるべきであると考えます。〈参考資料参照〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● KDDI殿の意見にあるように、中継ダークファイバの代替区間等の情報については、NTT東西殿の公開情報により確認できるため、接続事業者は、有償での調査依頼を行っていないものと認識しています。 ● 従って、KDDI殿が述べているとおり、有償で提供される代替区間の情報では、公開情報では確認できない、中継ダークファイバに関する同一区間異ルートの有無や同一ルートの増芯予定等の情報が提供されるべきと考えます。
		<p>○通信サービスの信頼性向上は、お客様利便の向上にとって大変重要です。ネットワークの冗長構成を確保する必要性が高まっていることから、中継ダークファイバについて、同一区間で異ルートを選択できるようにすべきです。また、冗長構成がどのように確保されているか(例えば、異ルートか、同一ルートだがケーブルが分れているか、同一ルートで同一ケーブルだが芯線は分かれているか、等の情報と、それらの構成がとられている区間の情報等)を確認する仕組みが必要です。NTT東・西のセキュリティ上の問題があり、競争事業者に対</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中継ダークファイバの利用において、接続事業者がネットワークの冗長構成を確保できる仕組みにする必要があるとするKDDI殿の意見に賛同します。 ● 7月11日付け弊社共意見書でも述べたとおり、異ルート化等の冗長構成の確保はネットワークの信頼性向上のためには不可欠であり、NTT東西殿に

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>しそれらの情報を回答できない場合は、次善の策として、冗長構成がとられていることをNTT東・西が保証する仕組み等が必要であると考えます。</p>	<p>よる経路情報等の開示が必要と考えます。仮に、それらの情報開示を行う上で、セキュリティ上の問題が生じるのであれば、本件に関する守秘義務契約の締結によって情報開示するといった仕組みや、NTT東西殿が異ルートの冗長構成を保証する等の仕組みを実現することにより、この問題は回避可能と考えます。</p>
		<p>○NTT東・西は、「全回答芯数(実需要)」や「提供不可回答率」を、「中継ダークファイバに空き芯線がない区間における新規の利用申込みに係る接続事業者の実需要」として報告していますが、これは競争事業者の本来の需要が考慮されていない数字であると考えます。競争事業者は公開情報を確認し、空きがない「Dランク」の区間については、需要があってもそもそも申込みを行わないため、「全回答芯数」は実需要になりえません。したがって、実態よりも低く算出されてしまう「提供不可回答率」は、中継ダークファイバ利用に係る競争事業者の本当の需要に対し、NTT東・西が十分な対応をしていることを示すものではありません。NTT東・西の報告をもって、中継ダークファイバが競争事業者の実需要に応え、効率的に利用されていると結論づけることは不適當です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● KDDI殿が述べているように、空きがない「Dランク」の区間については、接続事業者がそもそも申込みを行わない潜在的な需要がありますが、今回のコロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)における検証では、この潜在需要が考慮されていないため、この検証のみをもって問題解決の度合いを判断することは不適當です。 ● 7月11日付け弊社共意見書でも述べたように、利用可能な中継ダークファイバの不足といった根本の問題が、過剰保留を抑制する措置等を整備したことにより、どの程度解消されたかについて、検証する必要があると考えます。
	<p>関西ブロードバン</p>	<p>(1)NTT東西の予備芯線の定義が不明 線路設備の調査結果、空き芯線が無いとの回答により、NTT交換局へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中継ダークファイバに空きがなく、接続事業者への貸し出しが不可な状況において、NTT東西殿が

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
	ド株式会社	<p>の立入検査を実施しましたが、設備に接続されていない2芯～4芯の予備芯線が存在する場合があります。</p> <p>予備芯線の定義(計算方法)が不明である為、定義(計算方法)をオープンにさせていただきたくお願いします。</p>	<p>適正な範囲を超えて、過剰に予備芯線を確保していないかについて検証すべきとする関西ブロードバンド株式会社(以下、「関西ブロードバンド」という。)殿の意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> この検証の結果、NTT東西殿において直近では利用計画がない等、過剰な予備芯線が存在することが明らかになった場合、可能な範囲で接続事業者の中継ダークファイバを貸し出すといったルールの整備等を併せて検討することが適当と考えます。
	KDDI 株式会社	<p>○空き芯線がない区間については、基本的にはWDM装置の導入でなく、芯線増設で対応すべきです。次善の策としてWDM装置を導入する場合、一芯単位利用の接続料とWDM装置利用の接続料を同一とすべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中継ダークファイバの空きがない区間に対する措置に関しては、7月11日付け弊社共意見書でも述べているとおり、空き芯線がない状況が改善されない原因等に即して、WDM装置の設置義務化やそれ以外の方策も含めて対処方法を検討・実施すべきと考えます。 この空きがない区間に対する具体的な方策として、例えば、KDDI殿の意見にある芯線増設や関西ブロードバンド殿の意見にあるNTT東西殿のWDM既設区間の波長貸しといった措置を講じることが考えられます。
	関西ブロードバンド株式会社	<p>(2)WDM装置の設置済み区間の波長貸し</p> <p>NTT東西は、自社利用の為にWDM装置の設置済みの区間が存在します。その区間については、情報開示・料金の策定・貸し出すルール作りを早急をお願いします。</p> <p>(3)WDM装置の設置義務化</p> <p>中継系ダークファイバの空芯線が存在しない為、ブロードバンド化が出来ない地域が多数存在します。</p>	

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>例えば、ブロードバンド整備率が国内ワースト1の鹿児島県では、非ブロードバンド地域がNTT交換局エリア換算で88のエリアで存在し、その内の約32%、28のエリアで隣接するNTT交換局との中継系ダークファイバに空き芯線が無い状況であり、今年、平成20年度にブロードバンド整備を事業化された自治体では事業の進捗に対する影響が懸念されています。</p> <p>u-Japan政策の目指す、2010年に国内100%のブロードバンド化を達成する為には、WDM装置の設置義務化が必修条件です。</p> <p>早急な、WDM装置の設置義務化のルール作りをお願いします。</p> <p>最後に、NTT東西は、中継系ダークファイバの自社利用と他事業者の利用申込との同等性の確保を遵守するよう求めると共に、中継系ダークファイバの提供基準の見直しや、手続きの迅速化を求めます。</p>	
(3) 電柱におけるコロケーションルールの扱い	KDDI株式会社	<p>○NTT東・西のケーブルと柱上接続している当社自前ケーブルについて、扱いを一般添架から接続添架に変更すべく、NTT東・西と協議中です。</p> <p>なお、本来であれば、NTT東・西と接続事業者の同等性の観点から、接続事業者が利用する可能性のあるNTT東・西の全ての電柱を適用対象とすべきであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 線路敷設基盤である電柱についても、接続事業者もNTT東西殿と同等の条件で利用可能とすることが、NTT東西殿と接続事業者との間の同等性を確保し、早期にユーザに利便性の高いサービスを提供する上で不可欠であると考えます。 ● このため、KDDI殿が述べているように、接続事業者が利用する可能性のあるNTT東西殿の全ての電柱をコロケーションルールの適用対象とすべきであると考えます。
(4) 屋	イー・アク	●屋内配線工事の約款化について	● 7月11日付け弊社共意見書でも述べているとお

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見											
内配線工事のルール化の扱い	セス株式会社	現在、メタル回線については屋内配線工事を実施しており、運用実績も蓄積されております。また光回線については2社が協議中であり、今後、光回線に係るサービスの進捗が予想されることから、フローの安定性と料金の透明性を確保するためにも、屋内配線工事については約款化が必要と考えます。	<p>り、接続事業者は、NTT東西殿と同様にワンストップでお客様宅への回線引き込み工事と屋内配線工事が実施できるよう、NTT東西殿と協議を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • しかしながら、ビジネスベースでの提供条件の取り決めでは、無効派遣費用の算定根拠等も含めた諸条件について、合意に至るまでに時間を要している状況にあります。 • 従って、屋内配線工事に関してルール化が必要としているイー・アクセス殿及びイー・モバイル殿並びにKDDI殿の意見に賛同します。 											
	KDDI 株式会社	○当社は、光ファイバに関する屋内配線工事について、現在ビジネスベースでNTT東と協議中ではありますが、基本的にビジネスベースの協議では、提供範囲の同等性や、料金の算定根拠が不明である等、NTT東・西自身と競争事業者との公正競争条件の確保に問題があります。したがって、早期に屋内配線工事に関する接続ルールを定め、接続約款に条件を規定することが適当であると考えます。												
	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>●ドライカッパ派遣工事について</p> <p>加入光ファイバ派遣工事の稼働時間帯は、NTT東で7枠、NTT西で5枠と稼働枠が細分化されており、ユーザにとって利便性の高い運用となっています。</p> <p><NTT東:加入光ファイバ工事稼働時間帯></p> <table border="1" data-bbox="539 1050 1357 1152"> <tr> <td>午前1</td> <td>午前2</td> <td>午前 フリー</td> <td>午後1</td> <td>午後 前半</td> <td>午後 後半</td> <td>午後 フリー</td> </tr> </table> <p><NTT西:加入光ファイバ工事稼働時間帯></p> <table border="1" data-bbox="539 1198 1142 1300"> <tr> <td>午前1</td> <td>午前 フリー</td> <td>午後1</td> <td>午後 フリー</td> <td>終日 フリー</td> </tr> </table> <p>一方、ドライカッパ派遣工事の稼働時間帯は、午前・午後の2枠のた</p>		午前1	午前2	午前 フリー	午後1	午後 前半	午後 後半	午後 フリー	午前1	午前 フリー	午後1	午後 フリー
午前1	午前2	午前 フリー	午後1	午後 前半	午後 後半	午後 フリー								
午前1	午前 フリー	午後1	午後 フリー	終日 フリー										

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>め、ユーザから詳細な時間設定を行いたいと強い要望を多数受けています。</p> <p>ドライカップ派遣工事と加入光ファイバ派遣工事については、光ファイバとメタル回線との違いはありますが、工事稼動に然程の差異があるとは考えられず、工事稼動枠の設定によって、ユーザの利便性の向上がはかられ、延いては無効派遣の件数削減にも有効ですので、ドライカップの派遣工事においても加入光ファイバと同等な工事稼動枠を選択可能とすべきと考えます。</p>	
(5)回線名義人情報の扱い	KDDI 株式会社	<p>○3月答申において「NTT東西において、回線名義人情報が最新かつ正確なものとなるよう利用者への周知等を引き続き行うことが適当である。」との考え方が示されているとおり、NTT東・西における回線名義人情報に関する適正化対応(情報の洗い替え)が徹底して行われることが必要です。</p> <p>○検証結果(案)では、「回線名義人の情報をできる限り最新のものに更新するように努めることが適当」と述べるにとどまっておりますが、NTT東・西に対し、回線名義人情報に関して、どのような適正化対応を実施したか、その結果、具体的にどの程度改善されたかについて報告を求め、改善が不十分である場合は更なる対応の徹底について具体的に指導することが必要であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 回線名義人情報に関して、NTT東西殿に対し、どのような適正化対応を実施したか、またその結果、具体的にどの程度改善されたかについて報告を求め、改善が不十分である場合は更なる対応の徹底について具体的に指導すべきとするKDDI殿の意見に賛同します。 ● また、7月11日付弊社共意見書で述べているように、現在NTT東西殿と協議しているDSL事業者名での申込スキームの現行案では、お客様に過度な負担を強いることになりかねないため、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が述べているように、総務省殿におかれましては、本スキームが有益なものとなるよう協議状況を注視していただくと共に、事業者間協議が進展しない場合は、本スキ
	イー・アクセス株式	NTT東西よりDSL事業者を契約者とする電話重畳型DSLサービス契約について提案があり、NTT東西と接続事業者とで協議中であります	

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
	会社 イー・モ バイル株 式会社	が、DSLサービス市場にとって有益なスキームになるように、引き続き協議状況について注視が必要と考えます。	一ムの実現に向けた検討を総務省殿主導で進めることについても検討していただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> • なお、DSL事業者名での申込スキームにおいて、お客様の登録状態の変更時等で本人確認を行う際に回線名義人情報を利用することも想定され、その場合には、冒頭で述べたNTT東西殿における回線名義人情報の適正化が更に早期に行われる必要があるものと考えます。
その他	KDDI株式会社	<p>○コロケーション手続等に係るNTT東・西の接続約款変更の認可にあたり、「NTT東西においては、当該規定に基づき、接続事業者の責めに帰すべき事由以外のものであって、合理的なものであれば、工事日の指定の延長を認めることが適当」との考え方が示されました。現在のところ特段問題は生じておりませんが、今後も上記考え方に基づき工事日の指定の延長等が適切に運用されるか、引き続き注視していく必要があります。</p> <p>○現在、ダークファイバの回線IDは、中継・局内・加入の各ダークファイバに対しそれぞれ付与されていますが、料金の請求に際し、局内ダークファイバの料金は単独では請求されず、中継ダークファイバまたは加入ダークファイバに合算されて請求され、容易には料金の内訳を把握することができない明細になっています。NTT東・西は、中継・局内・加入の各ダークファイバを付与した回線ID単位で管理する等により、競争事業者に対し、内訳が明確に分かるように料金を請求すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> • コロケーション手続等に係るNTT東西殿の接続約款変更の認可にあたり示された考え方にに基づき、今後も工事日の指定の延長等が適切に運用されるか、引き続き注視していくことが必要であるとするKDDI殿の意見に賛同します。 • 現状、NTT東日本殿のダークファイバに係る料金請求においては、局内ダークファイバの料金の内訳が明示されておらず、加入ダークファイバ若しくは中継ダークファイバの加算料という形で徴収されています。従って、接続事業者において局内ダークファイバ料金の内訳が把握可能となるよう、請

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<p>です。</p> <p>○現状、NTT東日本のダークファイバ申込・管理システムには、次のような問題があり、当社から改善を申し入れています。現在のところ実現していません。本件は当社に限らず、NTT東日本自身及び他の競争事業者にも共通する問題であると考えられるため、NTT東日本は、接続に必須となる当該システムを早期に改修すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継ダークファイバと局内・加入ダークファイバを別々のシステムで申し込まなくてはならない。 ・ 回線の検索等が、申込番号でしか行えず、回線IDが使えないため、回線開通後の管理が煩雑。 	<p>求明細を改善すべきとするKDDI殿の意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● KDDI殿が述べているとおり、現状、NTT東日本殿のダークファイバ申込・管理システムは、中継ダークファイバと局内・加入ダークファイバとで別システムとなっており、接続事業者の運用が煩雑となっている等の課題があります。 ● このため、NTT東日本殿の当該システムをNTT西日本殿と同様に、各ダークファイバが同一のWebシステムで申し込み可能となるようシステム改修を早期に実施すべきと考えます。
弊社共追加意見		<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社共が提供している FTTR サービスは、以下の観点から、ブロードバンドサービスの普及に大きく寄与するものであり、お客様に FTTR サービスを早期に利用してもらうことができるよう、ドライカップ接続料に係る新たなメニューの設定を要望します。 <ul style="list-style-type: none"> - 既存のメタル回線や屋内メタル配線をそのまま利活用することが可能であり、光ファイバが加入者宅まで引き込まれていないお客様に対しても、FTTH サービスと同等速度のブロードバンドサービスを提供することが可能。 - 既存のメタル回線等をそのまま利活用することが可能なため、FTTHサービスよりも、早期にお客様へのブロードバンドサービスを提供することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7月11日付け弊社共意見書で、ドライカップ接続料に係る新たなメニューの設定を要望しましたが、ブロードバンドサービスを更に普及させるという観点から、総務省殿には、是非ともこの新たなメニュー設定に向けた具体的検討に着手していただきたいと考えます。 ● なお、具体的な検討にあたっては、以下の2点を考慮する必要があると考えます。 <p>[①新たなメニュー設定により上部区間(局舎～き線点)が利用されない可能性があるという点について]</p>

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
		<ul style="list-style-type: none"> • 具体的には、弊社共で提供している FTTR サービスは、局舎～き線点まで(上部)の区間は光ファイバ回線を利用し、き線点～利用者宅まで(下部)の区間はメタル回線を利用する設備構成をとっています。一方、現在、NTT 東西殿が提供しているドライカップ接続料は、局舎～利用者宅の区間として設定されており、FTTR サービスで利用しない局舎～き線点までの上部区間のコストも負担している状況にあります。このため、FTTR サービスの設備構成に合わせ、き線点～利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカップ接続料(下部区間)を新たに設定していただくことを希望します。【詳細は添付資料参考7を参照】 • このドライカップ接続料における下部区間のアンバンドル料金が実現されると、コスト負担の適正化が図られることになり、利用者に負担していただくコストを低減化することができるものと考えます。 • なお、現在、メタル回線から光ファイバ回線への移行に伴い、メタル回線の需要減少が進むことで、ドライカップ接続料水準の上昇が懸念されていますが、FTTR サービスは既存のメタル回線を有効利用し、メタル回線の新たな需要を創出するものであり、ドライカップの接続料の上昇を抑制する効果を創出するサービスであると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> • NTT東西殿のメタル回線は、現状、上部区間に共通予備線(※)が予め設けられている等、NTT東西殿の設備構築上、既に上部区間と下部区間(き線点～利用者宅)は別に構築し、管理されているものと考えます。 • このため、NTT東西殿がメタル回線の下部区間のみを接続事業者に貸し出すことで、上部区間が利用されなくなったとしても、このメタル回線の上部区間を他への転用が可能な既存の共通予備線に含めることを前提に検討することが適当と考えます。 (※)同一の地下ケーブルによりき線される全ての固定配線区画に使用することができるように、そのケーブル内に施設しておく心線。[出典：設計エンジニア必携 市内線路編] <p>[②保守時に、一時的に上部区間を利用することがある点について]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 7月11日付け弊社共意見書で述べているとおり、FTTRサービスにおけるメタル回線の上部区間は、サービス提供上利用しておらず、下部区間で障害が発生した際、保守対応における復旧試験等で

項目	事業者名	他社等意見	弊社共再意見
			<p>上部区間を一時的に利用する可能性があるものの、上部区間は常時必要となるものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 従って、メタル回線の上部区間に係るコスト負担の在り方については、上記の利用実態を考慮した、適正なものとなるよう整理する必要があると考えます。

以上